

## 令和5年度 第1回文京区地域福祉推進協議会 要点記録

日時 令和5年5月31日（水）午後2時00分から午後3時57分まで

場所 文京シビックセンター24階 第1委員会室

### <会議次第>

1 開会

2 議題

(1) 新たな地域福祉保健計画の策定について 【資料第1号】

(2) 令和5年度地域福祉保健計画検討スケジュール（案）について 【資料第2号】

(3) 子育て支援に関する実態調査の概要について 【資料第3号】

3 閉会

### <地域福祉推進協議会委員（名簿順）>

#### 出席者

高橋 紘士 会長、遠藤 利彦 副会長、高山 直樹 副会長、神馬 征峰 副会長、  
三羽 敏夫 委員、新井 悟 委員、諸留 和夫 委員、石樵 さゆり 委員、  
柴崎 清恵 委員、木村 始 委員、大橋 久 委員、堀口 法子 委員、  
片岡 哲子 委員、宮長 定男 委員、中嶋 春子 委員、佐々木 妙子 委員、  
山口 恵子 委員、平井 芙美 委員、水谷 彰宏 委員、小倉 保志 委員、  
鈴木 悦子 委員、西村 久子 委員、小山 忍 委員、武長 信亮 委員、  
川上 智子 委員

#### 欠席者

平岡 公一 副会長、弓 幸史 委員、山道 博 委員、土居 博 委員、  
佐藤 良文 委員、白土 正介 委員、鳩山 多加子 委員、篠木 一拓 委員、

### <事務局>

#### 出席者

竹越福祉部長、多田子ども家庭部長、矢内保健衛生部長、  
鈴木地域包括ケア推進担当部長、横山企画政策部企画課長、  
津田総務部ダイバーシティ推進担当課長、齋藤防災課長、木村福祉政策課長、  
瀬尾高齢福祉課長、木内地域包括ケア推進担当課長、橋本障害福祉課長、  
渡部生活福祉課長、阿部介護保険課長、中島国保年金課長兼高齢者医療担当課長、  
篠原子育て支援課長、奥田幼児保育課長、永尾子ども施設担当課長、  
大戸子ども家庭支援センター所長、佐藤児童相談所準備担当課長、熱田生活衛生課長、  
田口健康推進課長、小島予防対策課長、内宮新型コロナウイルス感染症担当課長、  
大塚保健サービスセンター所長、中川学務課長、赤津教育指導課長、  
鈴木児童青少年課長、木口教育センター所長

欠席者

なし

## <傍聴者>

1名

**福祉政策課長**：定刻になりましたので、これより令和5年度第1回文京区地域福祉推進協議会を開催いたします。

議事に入る前に、委員の変更がございましたので、事務局からご紹介と委員の委嘱をさせていただきます。

文京区社会福祉協議会から坂田委員に代わりまして、石樵さゆり様に委員としてご就任いただきます。

次に、文京区話し合い員連絡協議会から高山委員に代わりまして、片岡哲子様に委員としてご就任いただきます。

以上、2名の方、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日欠席の委員につきまして、ご報告させていただきます。

事前に欠席の連絡をいただいておりますのは、平岡副会長、弓委員、山道委員、土居委員、佐藤委員、白土委員、鳩山委員、篠木委員の8名でございます。

次に、幹事の紹介になります。4月の人事異動により変更がありましたので、今回配付させていただきました参考資料2の文京区地域福祉推進本部幹事会の名簿でご確認いただければと思います。

本年度は、令和5年度、文京区地域福祉保健計画の改定年になります。

本日は、第1回目の会議になりますので、幹事を代表いたしまして、竹越福祉部長よりご挨拶申し上げます。

**福祉部長**：福祉部長の竹越でございます。

今日は、お忙しいところお集まりいただき、また、オンラインでのご参加をいただきありがとうございます。

福祉政策課長からも申し上げましたとおり、地域福祉計画の改定年になります。3年に一度ずつ改定をしているわけで、今までとは違って大きな考え方を前面に出して、改定のご議論いただく内容にもなっていくと思います。1年の間に改定の作業を進めていくというのは大変タイトな計画になりますけれども、改めまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

**福祉政策課長**：ありがとうございます。

本日の資料の確認をさせていただきます。

(～資料確認～)

それでは、これより議事に入ります。高橋会長、よろしくお願ひいたします。

**高橋会長**：高橋でございます。

令和5年度に入って、いろいろな計画をつくらなければいけないということで、各部会にご参加いただいて、様々な議論をしていただくわけですが、ここでは、それを総合して、地域福祉推進というか、重層的という言い方とか、包括的という言い方。

例えば、その典型は、最近話題になっており、文京区でも取組が進められているヤングケアラー。これはまさにケアする子供とケアをされるご家族、これも多様な障害をお持ちの方や高齢の方や、いろいろな方がいらっしゃるわけです。

また、孤立・孤独の法律が、たしか国会で最近成立をいたしました。それから、もう一つ、国は、こども家庭庁を新しく内閣の部局につくり、随分体制が動いております。

福祉、介護、医療の領域は、いろいろなテーマ、診療報酬改定が介護報酬と同時改定で、様々な動きがあります。財務省もいろんなことを言っておりますので、それを受けながら、自治体として、区として、間に東京都が間に挟まっていますので。区としては、なかなかこれから大変ですが、自治体で何するか、区民の皆様は何をするかということ、この協議会で議論していければ。それから、部会でも深掘りをした議論をしていただきながら、区の担当の皆さんと意見交換しつつ、いい計画にしていきたいと思っております。それを全体としてまとめるのがこの会議の役割だと思っております。ちょっと長々とお話をして大変恐縮でございましたが、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、まず、新たな地域福祉保健計画の策定についてということで、よろしくお願いいたします。

**福祉政策課長：**【資料第1-1号】「新たな地域福祉保健計画の策定」について説明。

**高橋会長：**ありがとうございました。

改めて見ると、うわ、大変だと思いましたね。しかも、計画期間が微妙にずれているんですね。子育て支援計画も5か年だし、保健医療計画はもともと割と長期計画ですが、保健医療計画の内実は、どうも少し様子が変わり始めていると聞きます。やっぱり高齢者・介護保険事業計画や障害者・児計画とすごく結びついてきますし、先ほどの重層的支援体制の話で、ヤングケアラーの話もありましたが、ヤングケアラーをどう見つけてアウトリーチしていくかって、これが大問題なんですね。そうすると、他分野の、開業のお医者さんと学校だよねと。その場合に、情報をどう共有するかということに、いろんな壁がある。それをこういう計画の中で、ルールを作っていくという話もあるなと思いつつ伺っておりました。

なかなか従来型の発想だけでは、ちょっとやり切れない話があるから、少し、それぞれのお立場で自由に議論をする機会も、部会も含めて、していければと思います。それから、地域保健福祉とって、横断的な領域については、ここで議論するという、そういうことになっていますね。そうすると、それぞれの部会の審議も含めながら、皆さんに重層的な議論という、言葉だけは格好いいんだけど、なかなか重層にならないんですね。

それから、もう一つ、ちょっと先に申し上げておいたほうがいいなと思うのは、今までの行政計画の発想では、重層的支援体制ってできないんです。これはやっぱり、さきのアウトリーチの話の一つ取ってみても、今までは待っていたわけね。それから、いろいろな出先機関は、地域包括とか障害について、それぞれの相談機関はありますが、そこも基本的に待っているわけです。そうじゃなくて、探さなきゃいけないというと、地域の協力体制を改めてつくり直す必要があると思います。しかし、向こう3軒両隣の話に無関心な方が、とりわけ、文京区はタワマンがその前にあるだけらしいから、まだ

いいけども、鉄の扉で隔たれたところで、ロックされているところでは、なかなか難しいと思います。ですが、そこをどうクリアするかというのは、日頃の地域との一緒に働くという意味の「協働」の仕組みをどうつくっていくかということも、実は、行政計画の中に入ってこざるを得なくなっちゃったというのが、実情かと思います。多分、担当される皆さんも悩みながらやるところに新しい領域の意味はあるんですが。

せいぜい悩もうよといっても、時間も限られるためそうも言っていないので、そういうことを含めて、応援団の立場も、区民の代表として、それから、それぞれの団体の代表としてお越しいただいている方も、それから、いろんな支援の必要を抱えている方々と日頃接しておられるお立場の方もおりますので、よろしくお願ひします。

まずは、質問、分からないことも多々あるかと思いますが、質問、ご意見ももしあれば、ご自由にいただければと思いますので、どうぞ。

どうぞ。

**鈴木委員：**公募の鈴木です。

資料の2ページ、4の計画期間、子育て支援計画については、令和2年度から令和6年度までの5か年とありますが、表に令和2年度の記載がないので、その部分も記載したほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

**高橋会長：**担当の事務局にお答えいただくべきご質問かと思いますが、いかがでしょうか。

**福祉政策課長：**2年度をあえてつける必要があるかどうかも含め、検討させていただいて、修正するのであれば修正させていただきたいと思います。

**鈴木委員：**5年間と書いてありますので、表を見たときにすぐ分かるようにしていただければと思い、発言しました。よろしくお願ひします。

**高橋会長：**表現上の工夫も含めて、いろんな成果をどういうふうに計画に戻していくかという、そういうことも含めて、工夫をよろしくお願ひをいたします。

ほかに何か。はい、どうぞ。

**神馬副会長：**2点、お伺ひしたいと思います。

文京区というのは一様なのでしょうか。例えば、横浜の寿町とか、東京の山谷などの地域性というのは一切なくて、文京区というのは一様な区であり、策定計画等も一様にしていくという前提の下に計画がつくられているのか。これが第1点です。

2点目の質問ですが、これは、保健部会でも議論になった、この検討体制に関わってくるのですが、この新しい計画を策定するに当たって、どういうデータを基に策定をされているのか、そこが少し見えにくい。保健部会で検討していた際に、かなりニーズ調査を主としたデータに基づいて計画をつくろうとしているニュアンスが強いと思われました。そうしますと、ニーズ調査の対象集団に偏りがあつたのではないかという疑問もあり、アンケートに答えていない人の状況を十分に把握することなく、計画がつくられていくのではないか。そういう懸念が一つあります。加えて、この分野では毎月、毎日、新しい研究が出てきています。最新のデータを取り込んだ上で策定を検討する、つくり上げる体制ができているのかどうか。

この2点です。

**高橋会長：**非常に計画づくりで本質的なご質問をいただきました。お答えできる範囲

で。1番目は、それぞれ区民の皆さんも、委員の皆さんもご意見があるかもしれないなと思いつつ、まずは、事務局。

**福祉政策課長：**最初のご質問ですけれども、一概にはそうとは言えないところもあります。様々な方がいらっしゃいますから、どっちかということではないとは思いますが、様々な課題を抱えた方の中での対応が必要なのかなとは思っています。

また、データにつきましては、できる限り最新のデータも用いるとともに、新しい部分につきましては、取り入れていくべきだと思いますので、今後の議論の中では、それらも入れながら、新しい計画につなげていきたいと考えています。

**福祉部長：**課長が申したとおり、地域的な特性というか、歴史的な経過とか経緯とか、その辺まで計画の中に入れ込むような特性のある地域性なのかというご質問だと思います。文京区の場合には、確かに歴史的には古いので、過去の経緯なんかもないわけじゃないですが、それによって、この地域はこうだ、ああだというほどの特性があるというわけではないとは思っています。歴史的な違いというのは、地域によって多少なりとも出てくるとは思っています。

この協議会の場で、様々なお立場の方に参加していただいて、それぞれのお立場からのご意見もいただきながら、それを包含して、会長にうまくまとめていただいて、それを区の議会にお諮りして、議会からもご意見をいただき、反映させた上で、パブリックコメントやでき得る手を尽くして、様々な方のご意見をいただきながら、計画をつくっていきたくて考えております。

**高橋会長：**地域性の話は、もう一つ言うと、社協の視点でどう考えているのかというのもちよっと大事なかなと思います。それから、もう一つ、日常生活圏単位で考えなさいと介護保険でも言っているとおり、また、地域包括の圏域もそうですが、いろんな出先というか、相談支援機関のエリアの話とか、それから、民生委員さんの活動単位みたいなものもあります。ちょっとそういう資料は一度整理されて、それから、よく小学校区、中学校区、学校区を使うケースはいろんな自治体でもありますが。それから、先ほど歴史的推移の話もありましたが、やっぱり坂の上と坂の途中と坂の下では大分様子が違うよねとか。

文京区は、やっぱり学校がやたらにあると思います。ついに茗荷谷に中央大学の法学部まで来ましたから、中央大学も大分立派な校舎を、今までの理工がたしかそこにありましたけど。法学部はやっぱり「文の京」というのと、それから、「医学部の京」でもあるわけで。これはそれぞれの計画のエリアの捉え方が違いますし、そういう地域資源の問題もあるので、それを共通の了解事項にするための工夫は、必要かなと。それから、保健医療でいうと、やっぱり訪問診療なんかだと、何とというか、外からいろいろ入ってくる場合と出ていく場合と、私のかかりつけ医は、実は3代目のお医者さんで、豊島区の鬼子母神の近くのお医者さんですが、そういう形で越境する場合もあるというのは、これは東京都の固有の事情でございますが。

そんなことも含めて、神馬先生の第1の質問は、やっぱりとても大事な質問をいただいています。差し当たり、完全な答えはまず無理ですが、いろんな計画を立てるに当たっての地域特性の把握の上で、それから、やっぱり統計上、どこまで取れるかという話がありますよね。国勢調査のデータを使って、分析できる範囲と、それから、

様々な施策の動向と、ニーズ調査で出てくる地域特性と、いろいろあろうかと思しますので、そこら辺は膨大な作業になるのだけでも、できる範囲でお考えいただくという感じでまとめさせていただきます。第1はそんな感じでしょうか。

第2の質問もとても重要な質問ですが先生、少し補足していただけますか。

**神馬副会長：**私は、出来上がってくる計画に対して、我々が助言できるようなことがあまりないような気がしています。もう既に出来上がってきたものをほぼ了解という形で進めていく。そうすると、最近研究論文ではこんなことを言われているのに、その視点が入っていないそういうといったことを感じるわけです。ニーズ調査はとても大事だと思いますけれども、それだけではなく、もっと情報を広範囲に取り上げて、各分野の専門家が山ほどいる区でもありますから、そういう方の意見とかも聞きながら、計画策定をしていくと、より精度の高いものができてくると思っています。

**高橋会長：**ありがとうございます。

これも、かねがね課題だと思っていたことです。小規模な自治体では、ワークショップみたいな感じで、議論を出し合う。ここは、整然と席も決まっていて、もうすこし自由な感じがあってもいいのではないか。そうすると、本音の議論になるからそこら辺の工夫は、あまり行政のスタイルとして得意じゃないんですね、はっきり言って。

**福祉部長：**なかなか厳しいところを突かれていますと思いますけれども、やはり都心の自治体は、平たく言うと、デパート型、総合的な網羅する。地方に行けば、まさに、税等を含めて、死活問題なので、みんなで選択をしていかなければいけないという、その辺の違いはないわけではないというふうに思っております。

文京区は文京区の特徴がありますけれども、23区の福祉計画を並べてみると、そんなに大差はないとも思っております。私どもの計画が途中途中で皆さんに見ていただくときに、先生方、それぞれのお立場の方からのご意見を反映させていくのかという部分も課題だと思っております。

**高橋会長：**ありがとうございました。

小山さんからお手を挙げていただきました。

**小山委員：**小山です。よろしくお願いします。

1点、具体的なイメージを教えてくださいたいのですが、1ページ目、相談支援事業についてですが、現在は、様々な課題があると、子供の相談、困窮の相談、窓口はここに相談してくださいと分かれているものが、全て生活一般、福祉に関係することでお困りの方はとにかく、文京区でお困りの方はここに相談してくださいという窓口が一つだけできて、そこに相談すれば、その中にそれぞれの専門分野の相談員の方がいらして、内容に応じて相談に乗っていただいて、また、その内容ごとによっては、相談員同士の方が連携を取って、結果、こういう解決方法がありますということを最終的にはどなたか、まとめた形で対応してくださるといような窓口が、今後、数年以内に新しくできるというイメージでしょうか。

**高橋会長：**はい、どうぞ。

**福祉政策課長：**文京区におきましては、新しい窓口をつくるというわけではなく、重層的支援を行うに当たり、「断らない窓口」を目指して、現在取り組んでいるところで

ございます。基本的には、今まで行っていただいた窓口からどのように横の連携をつなげていくかのところを進めていますので、新しいワンストップの窓口をつくるのではなく、今、業務を行っている各部門が横の連携を持ちながら行い、その中で、ここは私の部署のものではないけど、こちらの対応になると思うので、こちらをご紹介しますという形で、まずやっていく。さらに、この支援はここでは使えないというものに対しては、重層的支援会議の中で、多機関部門が集まって、その一人一人の課題やニーズにあった対応をしていくという形で進めていきたいと思っています。

**小山委員：**すみません。逆に言うと、今までは、私が相談に行って、あれもこれも困っているといった時に、相談員の方同士は、横の連携は、全く情報共有されていなかったという理解でいいですか。

**福祉政策課長：**共有はされていないわけではないですけど、その中で支援やサービスにつながるものは、当然共有できると思います。その中で、相手先が、ここはまだこの状況では、うちの支援は使えませんという場合には、お断りされてしまうことが今もございます。今後は、そういった届かない支援に対して、文京区役所だけの中じゃない、ほかのアウトリーチも活用していきながら、どういった支援ができるのかというのを確認していきますので、その場で「はい、おしまい」ではなく、続けて見ていくということも今後していこうと思っています。

**高橋会長：**今、ものすごく大事な内容だったかと思います。たらい回しにしないけれども、ほかのところに結びつけていくって、一見、矛盾するんですね。相談される方は、たらい回しにされたんじゃないかとお思いにならないような満足度の高い支援って何だろうかということになる。

全世代型社会保障構築会議がソーシャルワークとか、ソーシャルワーカーという言葉初めて使ったんですが、これは、とても重要な話です。あの議論のブレーン的なことの役割を果たしていらっしゃるのは、菊池馨実先生という早稲田の法律の先生が相談支援のことを盛んに、岩波なんかでも朝比奈さんという方と組んでやっていらっしゃるんです。彼は、憲法25条で給付を適用する、今まではそうだったわけね、役所って。こういう施策があります、これが利用できます、これはちょっとあなた無理ですよと。そうではなく、その人の、ウェルビーイングという言葉も最近使うようになってきたんだけど、憲法13条の幸福追求権なんです。そうすると、施策適用だけではなくて、地域や、それから、家族調整も含めた、今までよく、これは日本語にうまくならないのでインフォーマルという言葉を使うんですが、イギリスやオランダなんかでもそうですが、そういうものも活用しましょうよと。

そこら辺の話、やっぱり納得の話と、それから、実効性がある話と、きちんと給付で対応すべき話というのを、それから、もちろん保健医療ということになると、今度は、保健医療の基本的な知識と、スーパーマンになっちゃうよね。スーパーマンなんて、今の行政の二、三年でぐるぐる替わるような人事じゃ無理だよとねという話になると、私は最近のあるガバナンスという行政というところで書いたところで、人事体制にも影響を及ぼすよと書いたことがあるんですが、そこら辺まで人事権のある方たちが分かっているかどうかなんです。実はこれはちょっと深刻です、はっきり言って。

今までは、計画行政で行けたんだよね。だけど、やたらに国はいろんなマニュアル

をどんどこどんどこ出してきますから、それを読みこなすだけでもとてもご苦労なさっているんだと思うんですが、そういうことを含めて、それをやっぱりこういう平場でシェアし合う。分かち合えるような仕掛けというのは、実は、今、小山委員からご相談があったような窓口対応の話と全く変わらないという、そんな感じが、ちょっとしました。私、少しこの会長、しゃべり過ぎだと最近怒られるんですが。

はい、どうぞ。ありがとうございます。よろしく。

**官長委員：**官長でございます。

前の方の質問と関連しますが、法令にこういうことを明記してやり出すというときは、国はおおむねそのモデル事業をします。そういうモデル事業や何かの結果が資料になってありますか。いかがでしょうか。

**地域包括ケア推進担当部長：**地域包括ケア推進担当部長、鈴木と申します。

重層的支援体制整備事業は、いろんなどころであるんですけど、冒頭に神馬先生からご質問があったように、その地域の特徴や背景に、どうやったら地域で暮らしやすくなるのかという形で出てきていますので、どちらかというところ、都市部よりも、都市じゃない、そうですね、地方都市までもいかないような物すごく人口規模が小さいようなところの事例は非常に多いです。ただ、文京区は、どうしても都市部です。都市部というところで、地方と一番違うのは、たくさんまず事業者がいます。ほかの事業者さんは地方に行くと、そこに一つしかなかったり、社会福祉法人とかも1個しかない。病院もせいぜい1個あるか、ないかというところ、より結束がすごくしやすいです。

ただ、やはりこの大都会の文京区になりますと、人口規模も大きくなってきますので、そうなってきた場合には、やはりある程度、それぞれの専門分野は生かしつつ、みんなで手を組むという方向性を取らないと、最初のほうにお話ししましたが、こんなにいるんですよ、今日来ていただいた方でも、代表者なんです。さらに、部会にはもっと皆さんお話し合いされている方いらっしゃると思います。その方が全員集まって、色々話すのって、なかなかどうも難しいところがあると思います。そうすると、やはり文京区はかねてからやってきましたように、それぞれの分野で、私たち、今こういう課題があるよ。こっちはこうだよ。あ、おたくも同じこと考えていたのというのが、この場で、お話が合意できて、じゃあ、こういうこともあるんじゃないと、今まで委員の方から言われたことで、私どもの幹事のほうも気づいて、それはこういう制度を皆さんの意見を聞いて、つくっていかなくちゃいけないかもしれない。実は、そういうヒントをたくさんもらいながら進んできております。

そういった中で、やはりこの議論を進めながらどうしていくか。先ほどお話にも出ましたとおりワンストップというのが、他の自治体では非常に多いです。それは、とても規模が小さいところであればできるんですけども、なかなかここまで大きなことになりまして、私ども、それぞれの分野できちんと包括的な相談、まるっと相談が、例えば、障害者でも、高齢者でも、子供でも、それぞれの分野で相談に乗れる窓口を持っていますので、あとはやはりお互いが何に困っていて、何ができるのという話合い。それと、どうしても、私たちは法律に基づく仕事をやっておりますので、なぜかというところ、私たちは税金を使っているんで、税金を使うためには、やはり根拠法が必要なんです。ですから、法律で決まっていなことを私たちが勝手にやり



出してしまうと、税金を納めた方たちに対して、説明がつかなくなります。そこが皆さんがじれったくなる、どうしてやってくれないのというところにつながっているというのは、重々承知しています。

そこら辺のニーズは、社会福祉協議会のほうでも拾っていただいたりもしていますし、また、こういう場で皆さんの活動をされている団体の方からもお聞きしながら、どういった形がこれからの文京区に合うのか。高橋先生もおっしゃっていたように、非常に難題にこれからなろうと思えますけども、何かいい文京区の形ができればと思っております。答えがあって進んでいるわけではありません。皆様、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

**高橋会長：**ありがとうございます。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

**諸留委員：**文町連の諸留です。

資料1-1の1ページの表。これは、法律があって、それに基づいてやっている、法律に反したことはしちゃいけないけれど、法律はしょっちゅう変わる。介護保険もしょっちゅう変わっていると思います。日本は、行政と立法がこんがらがって、一緒になって、もう複雑なシステムになっていて、時間がかかるんです。

さっきの話のように、法律がないとできない。悪いことは当然しちゃいけないけど、いいことであれば、自分たちのそういう小さな行政体であっても、条例とか、そういうのは区でできるし、いいことであれば、もっと積極的にどんどん進めていってほしいなと思うけれど、2年だとか3年で担当者が替わっていっちゃうから、ずっとそれに専門的な人、いるのか、いないのか知らないけど、そういうことで、あまり深く分らないうちに替わってしまう。

予算だって、別に本当に見れば、幾らだって探り出してくることができるだろうし、やっぱりお金で解決できる問題も結構あると思うんですよね。そういうことで、もっと積極的にどんどん先に進んで、こういう福祉の問題だとか、進めていってくれたらありがたいなと思う次第であります。

以上です。

**高橋会長：**ありがとうございます。

本当にこれはアルファであり、オメガであると。始まりであり、終わりでもあるということですが、ほかに何か。

はい、どうぞ、武長さん。

それじゃあ、武長さん発言いただいて、次はオンラインからということ。

**武長委員：**公募委員の武長です。

さっき小山委員からお話のあった内容、重層的支援体制整備事業の話に、戻らせていただきます。窓口を一つにするわけではなくて、既存の窓口とかも生かしていくという話については、その窓口で受け止めた問題が、行政の中で、セクショナリズムを超えてというか、分野をまたいで対応できるのであれば、むしろ、ちょっと接点が増え、既存の窓口の接点があるから、網がより張れるという意味では、そこは結構効果はあるんじゃないかと、個人的にはそう考えているところです。

資料第1-2号「3 事業概要」のところですが。ワンストップじゃないとすると、例え

ば、介護の事業とか、障害とか、子供とか、困窮とかの相談を受けて、その後に、もし自分の分野・所管じゃないとか、ほかの問題も含んでいるということであれば、他部署間の連携をするというこのシステム自体は、多分これまでもそうだったと思います。多機関協働も、これもいろんな多機関とか多職種との連携が必要だ、協働が必要だということはずっと言われてきて、その取組も多分されてきていると思っています。アウトリーチも、例えば、高齢であれば、地域包括支援センターとかで、これまでも対応されてきていると思っています。参加支援や、地域づくり支援も、例えば、社会福祉協議会が居場所をつくって、その中で課題を拾って、ケースワークとか、福祉政策に生かしていくようなことも、これまでも取り組まれてきていたと思います。

そう考えると、ヤングケアラーを今後モデルとして対応していくという話ですが、例えば、8050とか、ヤングケアラーみたいな分野横断的な課題への対応についても、何年かこの委員をやらせていただいています。この会議の中でもずっと話し合われていて、検討されてきていると思います。そうすると、重層的支援体制整備事業が入ること、何が既存のものと変わるのかというところがすごく不明確というか、少し伝わりにくいと思ったんですが、その点、解説いただけたらと思います。

**高橋会長：**これは鈴木さんかな。

**地域包括ケア推進担当部長：**引き続き、地域包括ケア推進担当部長よりご説明いたします。

私たちもその方向に向けて、今までも、それが文京区における地域包括ケアシステムだと思って進んでまいりました。今回、法律ができて、やっぱり一番大きかったと感じているのは、個人情報に関する件です。重層的支援体制整備事業ができますと、個人情報のことで、会議を開いたときに、「個人情報の関係でお伝えできません」というのが、それぞれの分野別で縦割りになっていたものが、この重層会議にかけることによって、その会議の中で守秘義務をかけながら進むことができる点が、非常に現場にとっては大きなメリットになってくると感じております。

もう一つは、うちの区では事例がありませんが、やはりここの高齢者用の事業でいいじゃない、子どももきたら。いや、ここは子どもの事業だったけど、障害者の方もどうぞというようなサービス展開をしたときに、国の補助金が入っているので、補助金を目的外に使っているからお金を返してくださいというようなことが、全国で起きたそうです。この重層的支援体制整備事業をつくることで、ある程度、お互いがもし余力があれば、融通し合って使うというのが認められるようになってきますので、そこら辺が、ちょっと文京区の場合は、どこもまだ余っているところがないので、そこまで行けるかなというところがあるんですけども、そこが両方そういう視点でサービスを実施できるというところも非常に大きいと考えております。ですので、重層事業を活用していけば、今まで進めてきた文京区における地域包括ケアシステムがますます進展するのではないかと期待を込めて、今回、活用していきたいと考えております。

**武長委員：**ありがとうございます。武長です。

区側で把握している重層的支援体制整備事業の導入の肝というのは、整理すると、個人情報の壁を取り払う点と、あと、財政面の制約の壁を取り払うという2点だと把握しておられると、こういう認識でよろしいでしょうか。

**地域包括ケア推進担当部長：**武長委員からもおっしゃっていただいたように、私どもとしましては、ほぼ重層的支援体制で言われている理念や考え方、目的、これに向かって、今までも進んできたつもりでおります。それがまだ合格点をもらえているかどうかというのは、今のところは別問題にさせていただきますが、合格点がもらえるように、これからも進んでいきたいと思っています。そのために、この新しい法律の制度が役に立つと思いましたので、活用していきたいと考えております。

**武長委員：**ありがとうございます。

**高橋会長：**これもとても大事です。

オンラインでお手が挙がっているので、歯科医師会の三羽先生、よろしく願いいたします。

**三羽委員：**文京区歯科医師会の三羽です。

先ほどの小山委員の重層的支援体制整備事業で、たらい回しになって、子どもに対する悩み、相談がたらい回しになるのではないかなという意見についてですが、先日開催のありました文京区要保護児童対策地域協議会の代表者会議で、令和7年に児童相談所が文京区にできると教えていただきました。児童相談所では、子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子供が有する問題、または、子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等を把握し、個々の子どもや家庭に対して最も効果的な援助を行うことによって、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的とする機関であると教えていただきました。要保護児童対策協議会の取組と、今回の重層的支援体制整備事業、これはどのような関係を持っているのか教えていただきたいです。説明を聞いていた感じでは、子どもに関する相談は、最終的にこの児相に集約されていくんじゃないかなという認識ですが、そこら辺のところも分からなくなってきてしまったので、お教えてください。

**高橋会長：**これは、担当はどなた。

**児童相談所準備担当課長：**児童相談所準備担当課長の佐藤でございます。

ご質問どうもありがとうございます。

ご議論いただいている、重層的支援体制の中で、お子さんのいろいろな窓口を結びつけていくお話と、要対協の場でお話しした、児童相談所に関するお子さんのご相談の窓口との関連性というところですが、児童相談所の切り口でいきますと、マスコミ等々で、児童虐待に関する相談というところ、イコール、児童相談所の窓口というようなイメージが大変強いものですから、児童虐待のみを非常に大きく扱う機関なのかというイメージがありますが、本来、児童相談所は、三羽先生からおっしゃっていただきましたように、お子さんに関する困り事、悩み事をまず受け付けさせていただいて、一番大事なのは、受け止めさせていただいた後に、適切な機関のほうにつないでいくところが、児童相談所であるという整理させていただいているところです。

お悩み、あるいは、ご相談の種別も多岐にわたるところがありますので、児童相談所、ただ一つの機関だけで全てのお困り事を全部お答えできるというところは、私ども、当初から想定してはおりませんで、この地域福祉推進協議会でご参加いただいている皆様、そして、私ども、こちらの関係機関、関係課というようなところと、いかに横のつながりや、各関係機関の支援サービスがあるというところを、児童相談所の準備に

当たっても、しっかり熟知させていただいて、適切につないでいく。その中に、地域保健の福祉の中での児童相談所の在り方というところも、ぜひまたご意見・ご指導いただければと考えているところです。

**高橋会長**：ありがとうございます。

先ほどの小山委員のご発言も含めて、何かあればですが、よろしいですか。

**堀口委員**：文京区女性団体連絡会の堀口です。

多重ケアについて、こちらでセミナーを開く機会がありましたが、文京区内にあっても、共働きの世帯が増えて、子育ての悩み、悩みというか、子育てをしながら遠距離いる両親の介護問題が起こるなど、多重とって、問題や悩みが一つではなくて、幾つにも重なっていく。これをどうにかしていきたいというような30代、40代、50代の方たちが、文京区内にも多くいらっしゃるということがよく分かりました。

今回お話があった相談事業ですけども、これが断らない窓口であるとか、横の連携をよくしていくという従来も取り組まれたことがさらにというお話を伺っていますけども、この問題解決に向けて、最後まで取り組んでいく、それは区内のありとあらゆる機能をフル活用しながら臨んでいくと捉えてよろしいのでしょうか。

**福祉政策課長**：福祉政策課長木村です。

重層的支援の中では、まず、支援会議を行って、どういうプランをつくっていくのかというところで、プランを作成し、作成して、はい、おしまいというわけではなく、その後の進捗の管理していった中で、さらに必要なものがあれば、またさらに必要な支援をしていただきますし、そこが終結していくまで、追いかけていく形でございます。

**高橋会長**：三羽委員よろしくお願ひいたします。

**三羽委員**：先ほどのことについてですが、児童相談所以外に、子ども家庭支援センターもあると思います。説明を受けていた印象では、虐待等については、まずは、子家センが主体になるようなニュアンスです。結局、児相もあるし、子家センもあるし、そこまでの問題ではないような子供の相談もあるということなので、それを振り分けるような、まず、ここに相談して、それから、さらに深く相談をする、振り分けるような組織は、どこかには必要じゃないかと思われます。

歯科医師会でいうと、区民から歯科相談窓口をつくっており、まず、そこに患者さんから歯科医師会に相談をしていただくと、そこからいろんなところへ振り分けるという事業もやっていますが、まず子供の悩みについて、ここに相談すればいい。そこから、より適切ないろんな事業をやる場所に振り分けていただける。そのような組織があるほうがより効率的じゃないかと思われますので、発言させていただきました。

**高橋会長**：ありがとうございます。

これはまたとても大事なご発言をいただきました。少し整理をして、今日の議論は、それぞれ相当重要な議論をそれぞれの委員の皆様、それから、事務局とのやり取りの中であったと思います。これからの課題として。部会で深掘りもできるような機会をぜひつくっていただけたらと思います。

**高山副会長**：高橋先生が最初に言われたところですが、この行政の計画は、硬直化しやすいです。要するに、そこに財源、予算が絡んでくるからです。そうすると、やはり

生存権保障という25条になりますけれども、実は、住民たちが求めたり、あるいは、当事者たちが求めているのは、さっきの13条で、むしろソフトの部分のところが非常に重要だと思います。そういったときに、地域福祉保健計画もあるけれども、本来、地域福祉活動計画と連動をしていかないといけないかもしれない。ですから、我々、このメンバー、ここにずっといる人が多いけども、活動計画のことをあまり知らないです。逆に言うと、向こうも活動、この議論を知らないかもしれない。その地域福祉活動計画ともっともっと連動していくような形、あるいは、お互いにフィードバックし合う関係というのが必要じゃないかという感じがします。

それから、前から包括的相談支援事業って、ある意味で縦割りのところのネットワークをつくっていかうという簡単な話ができないという話の問題だけでも、多重って、多問題です。だから、子供の問題もあり、介護の問題があるという、いわゆる、複雑なものが絡み合っているといたときに、一つのところでは無理だという場合もある。そういう意味では、障害分野で地域生活拠点事業があります。その地域の拠点事業のところ、総合的な窓口をつくったらどうでしょうかと思います。

もっと言うと、例えば、地域包括支援センターの中に、精神保健福祉を入れていくとか。あるいは、行政の縦割りをなくすために、虐待に関しては、一本化していくとか。例えば、子供虐待、高齢者虐待、あるいは、障害者虐待の窓口は一本化していく、あるいは、DVも一本化していくみたいな形で、体制をつくることによって、いわゆる、相談支援事業が進むとも考えられます。いろんな問題があるけども、虐待というのは、一番入りやすい。だから、ある意味で、縦割りをなくしていく体制をつくっていくことをあえてやる、ということをやらないのかというふうにも思ったりもしています。

問題が出てきたら体制をつくりましょう。じゃなくて、最初に虐待の問題は一本化していく。だから、工夫によってできるんじゃないかと思ったりもしています。そんなイメージをちょっと持ちました。

**高橋会長：**今のお話を伺いながら思い出したんですが、あれは、厚生労働省が3局長通知を出していて、地域包括支援センターは地域支援事業ですよ。それから、それぞれ相談支援事業、障害、これはそれこそ公費、それから、子供も公費、そういうものを包括的に使えるよという、そういう通知、あれは僕は画期的な通知だと思っているんです。

それから、もう一つは、やっぱり今もおっしゃったんですが、従来型の公費充当ではないお金の使い方をどうしたらいいかというのは、実は、東京都が地域福祉振興基金、今はなくなりましたが、あれをつくるとき、大議論をしたんです。法人格のないところに、公金は出せないという財政当局の主張があったので、基金事業にしたんです。基金事業にしたおかげで、その当時、よちよち歩きだった障害の自立、様々な支援事業とか、NPO法がなかったので、補助事業が東京都では相当立ち上がったという、その記憶がありまして。

実は、今のお話は、社協が取り組んでおられる地域福祉活動計画のウイングをどういうふう、様々なところで広がる地域活動を更にどう広げていくかとか。そうすると、日本は残念ながら、一番つらい活動をしているところに一番お金が行かないんですよ。最近、クラウドファンディングというのができてきて、相当努力をされていますが。そ

れから、赤い羽根募金は、あれはもう一回リフレッシュして、そういう地域福祉活動に充当しなきゃいけないんだけど、何かそこら辺の発想をどう変えていくかというのは、実は、文京方式みたいなものをぜひ発明していただきたいなと思いつつ、クリアしなきゃならない課題は大きいぞというのは、先ほどのご発言の中でありましたので、少しこれから議論を、各部会での議論も含めてして頂ければと思います。それから、児童相談所ができるのは、僕は大変重要だと思っていますが、その専門性機能を確保するのは本当に苦労されているのではないかと想像しております。

結局、母子分離だとか、親権の制限とか、いわゆる行政行為を専門性に基づいてやるのが児童相談所のコアの機能ですから、そこをどうきちんとできるかということと、先ほどから話題になっている子育ては、あらゆるところで、相談事項をどう振り分けるかという議論は、福祉事務所もそうですが、児童相談所という名前もちょっと分かりにくい名前なんですね。それから、それぞれの地域包括もそうだし、障害の相談支援事業もそうだし、相談支援事業はやたらにあるんですが、どうやって機能するかが肝です。

それから、現に、成年後見も含めて、相談機能は、ソーシャルワーカーさんや司法書士さんや弁護士さんも担ってくださっていますし、お医者さんもそういう意味ではとても大事な役割を果たしてくださっている。そこら辺のことをどういう形で計画の中にそれぞれを位置づけるかというのは、大変だというのが正直なところですが、ぜひ、大変だと思わずに、クリアしていただくというふうに思います。引き続き、次の話題で、スケジュールの話へ行ってから、調査の報告という形で。

それじゃあ、引き続き、次の話題をお願いいたします。

**福祉政策課長：**【資料第2号】「地域福祉保健計画検討スケジュール（案）」について説明。

**高橋会長：**ありがとうございました。

これは、進め方のお話で、これを運用する事務局も大変だと思いながら拝見していましたが、何か質問あるいはご意見があればと。

はい、どうぞ。

**神馬副会長：**パブリックコメントについて、このパブリックコメントが計画そのもの実際に生かされる可能性というのは十分あるものでしょうか。それとも、パブリックコメントに対して、つくり上げた計画をディフェンスするというだけのパブリックコメントなのか。その辺り、どの程度、このパブリックコメントが有効に使われ得るものなのか。いかがでしょうか。

**福祉政策課長：**内容によってですけども、有意義な意見であれば、反映させるべきだと思っておりますので、広く皆様から意見を伺って、その中で必要なものについては、事務局で取りまとめをして、皆様方にまたご報告はさせていただきたいと考えております。

**高橋会長：**1月にパブリックコメント意見等を各計画へ反映と書いてありますので、有効にいいコメントをいただけることを願っております。

よろしゅうございましょうか。

**神馬副会長：**ありがとうございました。

**高橋会長：**次の議題、子育て支援に関する、まさに今日話題になっていることござい

ますが、よろしくお願いいたします。

**子育て支援課長：**子ども家庭部子育て支援課長の篠原と申します。よろしくお願いいたします。

【資料第3号】「子育て支援に関する実態調査の概要」について説明。

**高橋会長：**ありがとうございました。

子育て支援はとても大事な調査に、今日も議論になっておりますので、大事な調査になりそうですが、子ども部会の部会長さんの遠藤先生から何かご意見なり、アドバイスはございますでしょうか。

**遠藤副会長：**ありがとうございます。

コロナ明けの非常に重要な調査になるかと思えます。今後の文京区の計画策定というところに大いに参考になるものになりたいと考えておりますが、項目を見させていただきまして、もちろんニーズを把握しておくことは非常に重要なことだと思います既に文京区、様々な子育て支援サービスや事業を展開しているかと思えます。ただ一方で、そのサービスや事業が必ずしも十分に広報されていない、認知されていない、結果的には利用されていないという実態も、過去の調査では浮き彫りになったということがあったと思えます。

そういう意味では、既に文京区が実施しているサービスとか事業というのが現実的に子どもたちにどう届いて、どう効果を上げているかという、効果検証に関わるような項目といったものも設定していただけないかなという気がします。その結果を得て、そのサービス事業の方針をいい方向に変えていくとか、そういったことを考えていってもいいのではないかとこのところがございますので、既に行っている事業、サービスの効果とをしっかりと把握するための何か調査項目の設定等、工夫をしていただくと、さらに今回の調査の意義が高まるのではないかと個人的に考えるものです。これは、いずれ私も含めて、打合せをさせていただきたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

**高橋会長：**ありがとうございました。

何か事務局のほうから。

**子育て支援課長：**遠藤先生、ありがとうございました。

この調査項目、5年前は、どこにお住まいか、どういった家族構成か等、細かく聞き、その上で、大塚地区、礪川地区、小石川、本郷、など地区ごとで、どのようなサービスに満足しているか、足りていないかということまで細かく聞いておりますので、先生ご指摘の様々な区が行っております子育て支援サービスのニーズ量もはかるというところが今回の主な目的となつてごますので、遠藤先生のお話もしっかり踏まえた上で、調査の項目の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

**高橋会長：**これは地域別の集計の話はされましたが、これは物すごく大事だと思います。

それから、5年前から子供の環境がどう変化しているのかというのは、これは相当重要なトレンドで、ほかの調査でも全く同じですが、時系列的な変化を見るというのはとても大事なことかと思えます。それから、文京区の場合は、マンション等のために他地

域から入ってこられる方が、やっぱり地域のなじみ方みたいなのも、これは学校もいろいろ苦労されているのではないかと想像いたします。そういうことも含めて、集計、分析が重要です。大体、分析までいかに、集計で止まっちゃう。そこら辺は、子ども部会でも、ぜひ、遠藤先生、よろしく願いをいたします。議論をして、政策立案に役に立つような調査にしていくという、この間もいろんな調査をどさっと送っていただいて、ありがたいことはありがたいんですが、あれは読みこなすのは大変だよなと思いつつながら、茫然としておりました。

お急ぎの方にも見ていただくという、むしろ、お忙しい方が、議員さん、部長さんたちも含めて、もちろん区長さん、副区長さんもそうですが、やっぱり口頭でももちろん説明はあると思いますが、何か大事なところはポイント、ポイントを押さえて、分かりやすい資料を作っていただくと、皆さんもお持ち帰りいただいて、地域の皆さんとこうだよねという材料にもなると思いますので、ひとつよろしく工夫をお願いします。集計を担当される業者さんに相当圧力をかけていただいて、やっていただきますように。ただ、やったというふうになる調査会社が少なくないので、僕の経験でも督励をしていただきますようにということ。

ほかに何か委員の皆さん。先生、どうぞ。

**神馬副会長：**インターネットの回収だけということで、もう100%インターネットで回収、回答できるという前提でしょうか。これが第1点です。

先ほどのヤングケアラーに注目した活動をされるということをおっしゃったと思いますが、ヤングケアラーを把握する質問項目は、ここに入っていますかというのが2番目です。

それから、中高生ですが、自分のことはあまり本当のことを言わないけども、友達のことだったらよく知っているという、あるいは、正直に言えるというようなこともあるので、そういう聞き方もあるかなとも思います。これは参考意見です。

最後ですが、高山先生のところで、質的調査をされていたと思います。自由回答というのがあるので、それが該当するところではありますけれども、非常にセンシティブな問題に対しては、質的な聞き取り調査をやるということも重要です。今回は無理としても、次回されるときに検討していただけたらどうかと思っております。

以上です。

**高橋会長：**はい、どうぞ。

**子育て支援課長：**貴重なご意見ありがとうございます。

まず、インターネットの回答ですけども、先ほどご説明したとおり、インターネットでの回答が難しい場合には、ご申告いただいて、紙でのお送りもする予定でございます。ですので、インターネット100%というよりは、インターネットの環境にないご家庭もあるかと思っております。そういった方々に対しては、紙でアンケート回答ができるような形で工夫しようと思っております。

また、ヤングケアラーの質問ですけども、5年前の調査では、本当に2項目しかなくて、日常的に家族の世話をしなければならないという項目だけでした。このヤングケアラーの質問については、所管部署とも協議の上、どういう形で設問するのがいいかというお子さんご本人に聞くということもございますので、内容の表現の仕方も工夫しながら



ら、協議をして提案してまいりたいと思っています。

三つ目の相談しやすい相手ですが、インターネットのお子さん向けの部分で、回答になるか分かりませんが、例えば、進捗状況に応じて、少し何かコメントを入れるだとか、そういった工夫をしながら、なるべく子供、お子さんの素直なご意見が聴取できるように工夫をしてまいりたいと思います。また、自由回答がやはり我々としてはとても大事だと考えておりました、要所、要所でアンケートの思いをきちんと発言できるような機会も工夫しながら取っていきたいと考えております。

以上になります。

**高橋会長：**ありがとうございます。

何かご意見、ご質問。

**神馬副会長：**自由回答を重視するのであれば、何でもどうぞというよりも、インタビューガイドと我々は言っていますが、三つぐらい何か的を絞れるようなガイドをつくったらどうかと思いました。

以上です。

**高橋会長：**これも調査の工夫ですね。小山委員ご発言をお願いいたします。

**小山委員：**小山です。すみません。

5年前に4,950人とおっしゃったと思いますが、そのうち、回答が得られたのはどれぐらいだったのか。5年前はインターネットをすでに利用されていたのかどうなのかということがもし数字があれば教えてください。また、今回も何割ぐらいの回答を期待しているというか、想定されているのでしょうか。

あと、こういう家庭内のことですか、デリケートな問題も入っていることの調査ですと、それを調査される立場としては、情報がどういうふうになるのかということの信頼性がないと、なかなか正直に話せないかと思います。特に子供はそうだと思いますが、タイミング的に、マイナンバーですか、いろいろ不安なことが行政に関してはあるタイミングなので、必ずこの情報においては、個人は特定されないし、全くこの調査以外には漏れることはないという信頼がないと、なかなか本当の本音って言いづらいと思うので、そこを必ず担保していただきたいし、そういうお約束の上でという形があれば、安心して話せるのではないかと思います。

先ほども言った本当に困っているアウトリーチが必要なヤングケアラーの子、自分からこういうところにももちろん相談も行けないような子たちが果たしてこの調査の中でどれぐらい自分がネットを使うなりなんなり、漏れずに、自分から困っているということを発信できるのかなということが、自分の周りを想定すると、あまりこれに自分からちゃんと声を出して、困っていますと声を上げられるかなということがイメージがしづらいので。じゃあ、どうすればいいって難しいんですけど、そこら辺がちょっと難しいなということを感じました。

以上です。

**高橋会長：**どうぞ。本質的な質問でございます。

**子育て支援課長：**まず、アンケートの5年前の回答率ですけれども、大体、保護者の方々は、高いところで約56%ぐらいになります。そのときは、中高生ご本人にアンケートを取りましたが、一番低いところで、中学生ご本人に取ったアンケートが約33%でし

た。区としては、今回、かなり大がかりな調査になりますと、当然、この回答を上回るような形で考えたいと思っておりますし、前回の5年前のときは、インターネットではなく、紙だけの調査でしたが、今回、インターネットを使うことによって、ある程度、簡単な直感で操作できるようなこともできようかと思っておりますので、そういったところは工夫してまいりたいと思っております。

また、デリケートな問題というところもございしますが、この表現については、一昨年行いました貧困調査でも諮ったような言葉の表現にはよくよく注視をしながら、努めてまいりたいと思っております。また、当然に、小山委員のおっしゃるとおり、秘匿性というのはとても重要でございまして、区としては、当然この部分については、個人を特定できない形でのアンケートをやる予定でございまして。

また、お子様に対しては、今回、住民基本台帳からお子様ご本人に情報をお渡しする際には、お子様の名前宛てで文書を発出いたします。ですので、お子様宛てに通知文が届きます。これは、一昨年同様、せっかくアンケートを取りますので、どうぞという案内をするときに、困ったことがあったときにはここにかけてねだとか、そういった様々なお子さんの悩み相談が受けられるような場所等を、イエス、ノークイズのような形でお示しすることによって、少しでも区の支援サービスを知っていただきたいという思いを込めて、送付を行っております。今年度も実施するときには、そこまで配慮ができるように、各関係所管課へ委員の皆様らご意見いただきながら、作り込んでまいりたいと思っております。

以上です。

**高橋会長：**よろしゅうございましょうか。

**小山委員：**ありがとうございました。

**高橋会長：**ちょっと質問、ちょっと確認ですが、インターネットというと、まずは、はがきなり、お手紙を出して、このURLにアクセスしてください、これは何か検索すれば出てくるようにしておいて、それで答えていただくと。そうすると、お答えをいただけなかった方は、希望で書面というか、郵送に切り替えるという、形式でやるわけですか。

**子育て支援課長：**一昨年の貧困調査のときにも行ったやり方ですけども、一旦、QRコードを示して、そこからアクセスをしてくださいと。郵送をご希望の場合は、こちらの番号へおかけくださいということで、コールセンターのほうに案内を誘導して、送付をしておりました。

**高橋会長：**なるほど。これは大問題で、QRコードを使いこなせる、子どものほうが使いこなせるなど。子どもに対する普及率みたいな話も関わってくるかと思っております。何を申し上げたいかということ、未回収データが物すごく大事なんだと思っております。お答えいただけなかったのに、事情がおありだろうという気がして、これは高齢者の調査でも、ある自治体があったんですが、回答いただけなかった方に具体的な訪問面接調査をやった自治体があって、そこでぞろぞろ問題が発見されるんです。要するに、答える意思と意欲が創出された方がお答えにならないケースが結構多いという。だけど、それをやった途端に、調査単価がぐんぐん上がりますから、それこそ予算の話もあるんだけど、そこら辺は少なくともこういう方は調査ができませんでしたというデータ

を住民基本台帳ベースで匿名化してお出していただけるとありがたい。例えば、共稼ぎでいらして、昼間いないため答えにくいとか、いろいろ要因があるんじゃないか。そこが一番施策的にも大事な調査だなという感じもあるので。言うは安いけど、それをどういうふうにやるかが難しいというのをあえて申し上げますが、ちょっと気にしておいていただきたいと思います。

それから、この間も、医療的ケア児の議論をしているときに、きょうだい支援だというふうに言われたんです。要するに、医療的ケア児のそのものは、それなりの支援体制があるけど、きょうだいの支援がない。要するに、お母さんなり、お父さんが、もう一人のきょうだいはいればいいけどという話はもちろんそうなんだけど、一方が放っておかれるというケースが随分あるので、そこをどうケアするかということになると、医療的ケア児は包括的支援ですよという話になると思います。それから、親御さんの就労機会を奪うことにもなりますから、それをどうやって支援していくかという話をつい最近聞いたばかりで、なかなか児者別福祉の思想だと出てこない。ヤングケアラーもそうですよね。まさに、そういう全体の環境まで含めたアプローチがどうしても必要だなという、そうすると、かかりつけ医のお医者さんがいらっしやるとか、いらっしやらないとかというのまで響いてくるという感じがあって、なかなか難しいなど。

ちょっとこれは私の感想で恐縮で、今日はちょっとしゃべり過ぎで、反省しております。いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

**西村委員：**公募の西村と申します。

資料第3号の調査概要についてですけども、回答率、いろいろな問題が出ていて、調査をなさるといところで、児童扶養手当受給者の人たちは530世帯で530、それから、もう一つの就学援助受給者も、やはり100%回答してくださいというような調査対象になっているのに対して、その上の就学前から始まって小学校、中学校、高等学校の保護者の全てと、それから、本人は、ほとんど20%弱の調査しかしていないような数になっているように思いますが、これは予算の関係で、この数しか配れないということでしょうか。ここでも全部調査対象にして送ってしまったらいかがかなと今の話を聞きながら思ったことと。

もう一つは、別紙の1ページ以降に国の共通のところは丸がついていて、それから、区、文京区独自のものは何もついていないところ、白紙のところ、空欄になっているのが文京区独自だというのをずっと見てまいりますと、最後のほうの、3ページからの小学生保護者とか、中学校の保護者とか、これは全て文京区独自のものとして、5年前に書かれたものだと思う。それから、その後、コロナが入ってからのページも6、7、8、9は全体と違って書いてある欄は、全て文京区全体の調査の設問になるわけだと思ってよろしいのかなということですが、初歩的申し訳ありませんが。

さらに、今NHKのニュースでb-1abというのを文京区ではやっていて、それが非常に子どもたちも成功していて、子供の居場所ができているということ、もう毎週、毎週、何かニュースを聞くたびに、文京区がやっておりますということ、私も誇らしく思いますが、このb-1abの居場所というのは、小学生も入れていただけるんです

か。それとも、中学生以上が使えるのでしょうか。子どもたちには、児童館というのがあるので、分けがあるのか。b-1abがあんなに有名だから、ちっちゃい子も行っているのかなとかと思いながら、非常に興味があったので、お話を伺えればと思います。

**高橋会長：**ありがとうございました。

前半のほうは、私は、昔、社会調査論というのを教えていましたので。普通、10分の1で十分かもしれませんね。割と多めの抽出率だなというふうに思っております。これは、ただ調査環境が変わっているので、多めに取らざるを得ないという感じはあると思いますが。だって、世論調査なんて全国で1,000人とか1,500人で、支持率なんて言っているわけです。それから、給付の対象になっている就学援助とか児童手当の場合、やっぱり施策の効果みたいなものも必要なので、リストもちゃんとしていて全数調査になったんだと思うんですが、一般の方に悉皆調査をやったら、コストばかりかかってという、そこら辺の判断がありますので、こんなもんだなと思いながら拝見しておりました。元社会調査論を教えていた者として、そんなことを申し上げます。

それから、2番目のほうは、どうぞ、そちらで。

**子育て支援課長：**1番目のご回答ありがとうございます。

区としては、やはり全数調査というよりも、5年前も大体4,950人というところを取っておりますし、統計的にも大体10%超えるぐらいの形で取るということで、今回も実施したいと思っております。また、今回、数が増えているのは、人口が5年前に比べて増えておりますので、人口の上昇率に合わせて、区のほうでも対象とする人数を増やさせていただいております。

また、調査項目についてですが、お子さん向けの本人に対する項目については、国から共通設問は、5年前は示されておりましたので、国でなく、区で独自に策定をして調査をしたものになります。ただ、7月に新しく出てくるものについては、どのような形で出てくるかという示しがまだございません。こども家庭庁に移って、子どものことをまた少し深く聞いてくる可能性もございますので、この部分は、また調査項目が出次第、改めてということになるかと思っております。

また、お手元の資料の8ページ以降にございます文京区子どもの生活状況調査は、まさに一昨年、コロナ禍の中において調査を行ったものですので、この際は、やはり子ども子育ての状況がコロナ前とコロナ後でどう変わったかという部分をしっかり把握する必要があるということで、これは国の貧困調査の共通項目に区独自の解釈を加えて、設問を設定したものです。

以上になります。

あと、b-1abについては、所管の課長から説明いたします。

**高橋会長：**補足はあるか。

**児童青少年課長：**児童青少年課長の鈴木と申します。ご質問いただきまして、ありがとうございます。

b-1abにつきましては、基本的には中高生専用の施設となっております。これは、児童館というの、0歳から18歳までご利用いただける居場所ですけども、基本的には、やはり小学生の児童が中心の居場所になっております。なかなか中高生が遊びづらいというところもありますので。それから、中高生の居場所というのがなかなかないという

ことが古くから課題として挙げられていましたので、平成27年から中高生専用の施設ということで、b-labが設置されましたので、基本的には、小学生の方は入場ができない施設となっております。

**高橋会長**：よろしゅうございますか。

**西村委員**：分かりました。

**高橋会長**：ありがとうございます。ほかになければ。

それじゃあ、神馬先生。

**神馬副会長**：簡単な確認です。

小中高生本人対象となっておりますが、6ページを見ると、中学生だけになっているので、これは小中学生本人ということでのよろしいかという確認と。

あと、保護者と小中高生に聞いていますが、この間の紐づけというのは全然ないということでのよろしいでしょうか。例えば、親子のコミュニケーションで、同じ質問を聞いていますけれども、親と子どもの言っていることが食い違っていることがあります。以前夫婦関係で家庭内暴力についてのデータを夫婦に別々に聞いたことがあります。かなり両者の言うことに食い違いというのがありました。今回は、そういう紐づけは全く考えていないということでのよろしいでしょうか。

**高橋会長**：はい、どうぞ。

**子育て支援課長**：先ほどもご説明のときにも少し申し上げましたが、1ページ目以降の別紙については、5年前の設問項目でございます。このときには、小学生に対する調査を行っておりませんでしたので、あくまで参考ということでおつけしてございます。また、7月以降、国からの設問が出次第、小学生への設問をまた独自に設定する形で考えてございます。

また、紐づけですが、これは本当に個人情報の兼ね合いもございまして、我々ができることはもう無作為で抽出する以外のことが難しい状況にございますので、この部分は、やはり紐づけは難しいというご回答になろうかと思えます。よろしく願いいたします。

**高橋会長**：高山先生、どうぞ。

**高山副会長**：一つ、いわゆる文京区の独自の事業として、文京区版ネウボラ事業があり、これは重要だと思えます。いわゆる、妊娠、出産、子育て、こういう支援で、そこから入ることによって、あとのいろんな問題にかかるコストが減ると言われています。このネウボラ事業の効果測定みたいなものをしてほしいと思っています。例えば、小学生になっている人たちって、お母さんたちがそういうものを利用してきたのか、それによって、どうなっているのかを含めて、いわゆる文京区版と言われていいますから、この独自ネウボラ事業、このことについて、効果測定的なものに何かつながるような項目というのが必要なんじゃないかと、入っているのかもしれないけれども、それをあえて事業を知っているかどうかも含めて、必要なんじゃないかと思えました。

**子育て支援課長**：まず、子育て、今回の子育て支援に関する調査の概要については、項目数が最大で80問ぐらいになってしまうということで、そのうち国の設問がかなりウェートを占めてしまいます。ですので、質問項目の設定については、所管である保健

サービスセンターとも協議をしながら、どういう形で進めていくのがいいかというところは、今後検討してまいりたいと思っております。

何か保健サービスセンター所長からあれば。

**保健サービスセンター所長：**もうネウボラ事業自体が、平成27年からスタートしてから、7年から8年になってきていますので、まだ効果としては小学生ぐらいのレベルになってくると思っているところはありますので、もう少し様子を見ながら、考えていきたいと思っているところです。

**高山副会長：**この中に盛り込むかどうかは別として、いわゆる子育て支援の中の重要な事業の一つですから、包括的な事業ですから、やはり効果測定をもうしていいかと思っています。これは別の機会でもいいですので、是非やっていただきたいと思いました。

**高橋会長：**非常に大事なご提案をいただいておりますので、事務局として受け止めて、また遠藤先生のご指導もいただきながら、子ども部会の議論のとても大事な素材になっていくかと思えます。

いろいろな意味で、障害の部会でも、それから、保健の部会でも、子供の問題は関係し合っておりますので、ぜひ、情報を共有しながら、ここでも議論し、それぞれの部会でも議論していただくということを、運営上、工夫をしていただければと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、事務局のほうにお戻しいたします。

**福祉政策課長：**本日は、貴重なご意見、皆様いただきまして、ありがとうございます。

今回いただいたご意見等につきましては、6月の区議会の厚生委員会にて報告する予定となっております。

最後に、次回の協議会の日程でございますが、7月26日の水曜日、14時からこの場所、第一委員会室で実施させていただく予定でございます。通知文につきましては、また日時が近くになりましたら、送付させていただきます。

事務局からは以上でございます。

**高橋会長：**ありがとうございます。

ご多忙のところを長時間ご参加していただき、大変大事なご質問、事務局も受け止めていただきますということで、熱心なご議論いただきまして、大変ありがとうございました。オンラインで参加の先生方も本当にありがとうございました。

それでは、また7月、今度は相当暑い夏になりそうな気がいたしますが、またお目にかかりたいと思えますので、よろしく願います。この間、部会もあるようでございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

どうもありがとうございました。

以上